

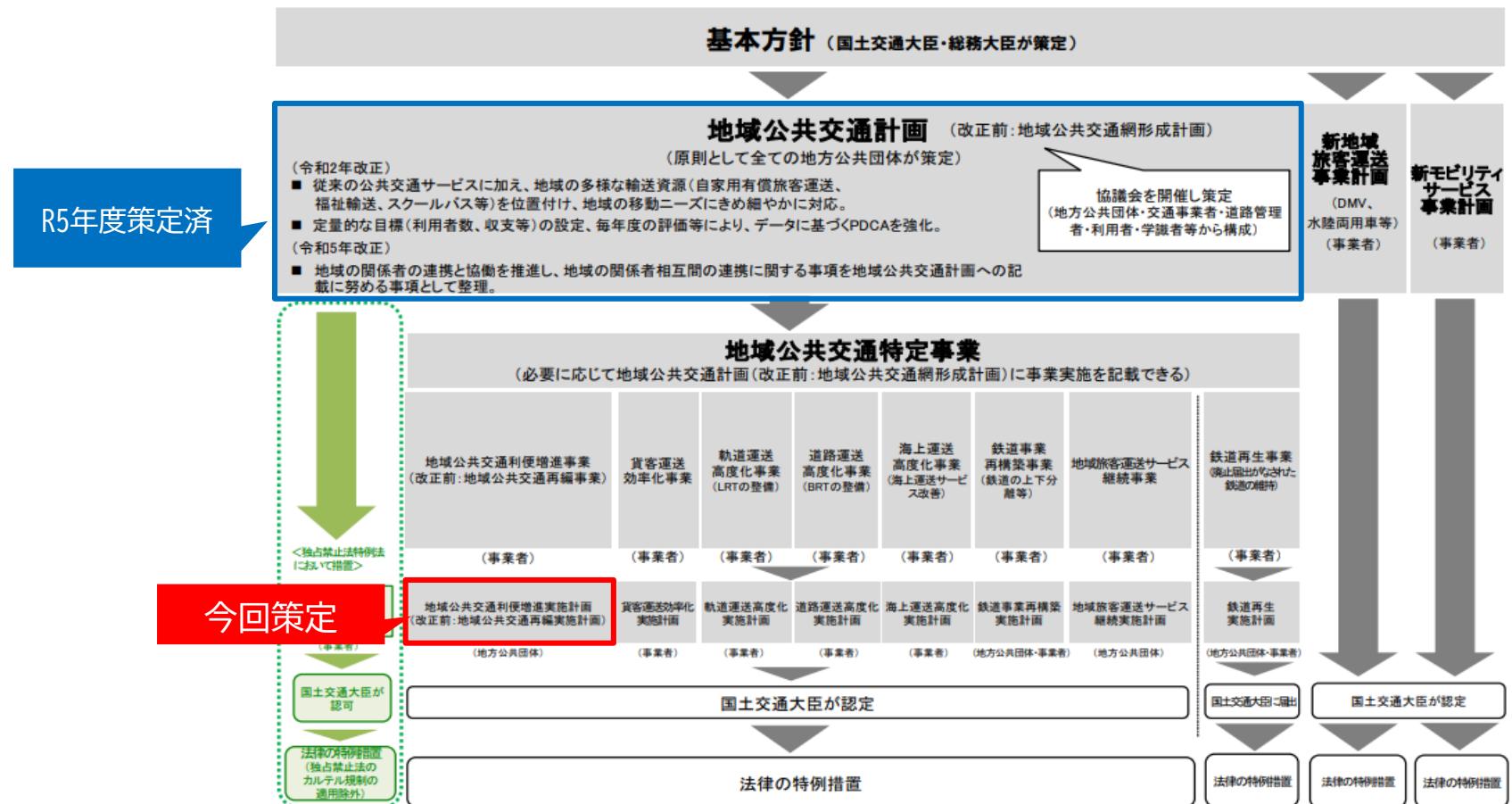
利便増進実施計画について

利便増進実施計画の位置づけ

利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保する観点で実施される取組のうち、地方公共団体が地域公共交通網の整備を図るために、地方公共団体が公共交通事業者等への支援を行うことにより実施を促進するものを「地域公共交通利便増進事業」という。

この事業について、地方公共団体が事業実施者と連携して取り組んでいくため、地方公共団体が事業実施者の同意を得て、その実施計画である「利便増進実施計画」を定める。

利便増進実施計画は、国土交通大臣の認定を受けると、その内容に対して法律上の特例措置を受けることが可能。



地域公共交通利便増進事業に含まれうる事業

イ. 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

① 旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更

«事業例»

- ・バス路線の幹線と支線の分割
- ・市街地中心部のバス路線の集約化
- ・市中心市街地を回遊できるバスの新設 など



② 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業※への転換

- (i) 旅客鉄道又は旅客軌道から道路運送事業（路線バス・一般タクシー）へ転換
- (ii) 一の種類の道路運送事業（路線バス・一般タクシー）から他の種類の道路運送事業へ転換
- (iii) 一の種類の旅客船（定期航路事業）から他の種類の旅客船（定期航路事業）へ転換
- ・自家用有償旅客運送から路線バス・一般タクシーへの転換 など



③ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

«事業例»

- ・交通空白地における自家用有償旅客運送の新規導入
- ・自家用有償旅客運送の区域の拡大 など



ロ. 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

① 運賃又は料金の設定

«事業例»

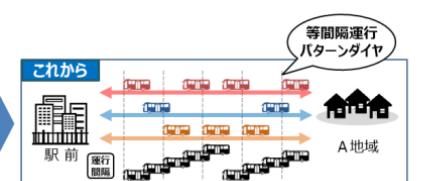
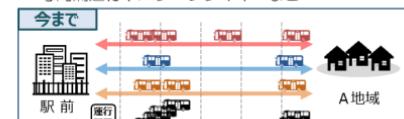
- ・定額制乗り放題運賃
- ・通し運賃 など



② 運行回数又は運行時刻の設定

«事業例»

- ・等間隔運行やパターンダイヤ など



③ 共通乗車券の発行

«事業例»

- ・電車・バス一日乗り放題切符、観光周遊フリーパスの発行 など



八. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業（施行規則 § 9の3）

«事業例»

- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
- ② 交通結節施設における乗降場の改善
- ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
- ⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
- ⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
- ⑦ ①～⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用者の利便の増進に資する措置

地域公共交通利便増進実施計画策定のメリット

①手続きのワンストップ化

利便増進計画と個別事業法に基づく事業計画等を、別々に提出する必要がなくなる。

②サービスの持続的な提供

公共交通事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保する。

③計画を阻害する行為の防止（※一般乗合旅客自動車運送事業のみ）

利便増進計画の維持が困難となり、かつ、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがある場合には、

- i) 利便増進事業の実施区域では、一般乗合旅客自動車運送事業の許認可が制限される。
- ii) 利便増進事業の実施区域では、一般乗合旅客自動車運送事業の実施方法の変更を命じることができる。

また、道路運送法による乗合バスの新規参入等に係る通知を受けた地方公共団体は、当該新規参入等により想定される利便増進計画への影響について、定量的に明らかにした上で、法定協議会等における議論を踏まえ、国に意見を提出することができる。

④少量貨物の運送（※自家用有償旅客運送のみ）

旅客の運送に付随して、少量の貨物を運送することができる。

※このほか、国庫補助（フィーダー系統補助）の国庫補助額の上限引き上げ等がある

出典：地域公共交通計画等の策定の手引き（第4版：令和5年10月改訂）

①地域公共交通計画との連動

利便増進事業に位置付ける事業は地域公共交通計画にも明示する必要がある。また、利便増進実施計画の計画期間は地域公共交通計画の計画期間に内包される必要がある。
(=地域公共交通計画の見直しを行う)

②利便増進実施計画の法令の特例措置の有効期間

利便増進実施計画の認定に伴う法令の特例措置は認定後最長5年間受けることができる。

③補助との連動化

国庫補助（地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助））が法令の特例措置の対象となるため、国庫補助の対象期間と利便増進実施計画の計画期間を合わせる必要がある。国庫補助の対象期間は10月～翌年9月であるため、利便増進実施計画の対象期間も10月スタートとなる。

④利便増進事業の段階的な実施

実施を予定している事業のうち、一部の取組について、当初の計画認定段階では記載せず、実施が可能になった段階で変更認定申請を行うことも可能。

出典：地域公共交通計画等の策定の手引き（第4版：令和5年10月改訂）

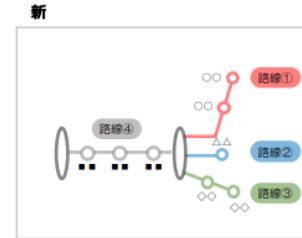
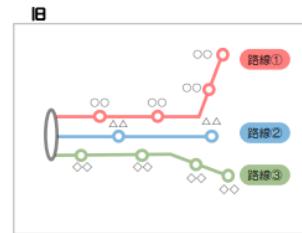
地域公共交通利便増進実施計画の記載事項

【記載する事項】

- ① 実施区域
- ② 事業の内容・実施主体
- ③ 地方公共団体による支援の内容（地方公共団体の負担額）
- ④ 実施予定期間
- ⑤ 事業実施に必要な資金の額（地方公共団体の負担額を除く）・調達方法
- ⑥ 事業の効果
- ⑦ 地域公共交通計画に利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- ⑧ 地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項
- ⑨ その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

ネットワーク再編を実施する対象路線（区間）等

対象路線（区間）等の図示



	旧	新
運行会社	A社	A社
路線	主な 経由地 ○○、○○、 ○○、○○	○○、○○、 ○○、○○
①	キロ程 ○○km	○○km
	便数 ○○便/日	○○便/日
運行会社	B社	B社
路線	主な 経由地 △△、△△、 △△、△△	○○、○○、 ○○、○○
②	キロ程 ○○km	○○km
	便数 ○○便/日	○○便/日
運行会社	C社	C社
路線	主な 経由地 ◇◇、◇◇、 ◇◇、◇◇	○○、○○、 ○○、○○
③	キロ程 ○○km	○○km
	便数 ○○便/日	○○便/日
運行会社	-	A社、B社、C社
路線	主な 経由地	■■、■■、■■
④	キロ程	○○km
	便数 ○○便/日 (A社○○便/日) (B社○○便/日) (C社○○便/日)	○○便/日 (A社○○便/日) (B社○○便/日) (C社○○便/日)

項目	事業内容	実施主体
○○地区における路線の編成の変更	・・・・・・	
○○路線の幹線と支線への分割	・・・・・・	○○ ○○
・・・・・・	・・・・・・	○○
○○線の利用を円滑化するための運賃の設定	・・・・・・	
○○地域における定額制乗り放題運賃の導入	・・・・・・	○○ ○○
・・・・・・	・・・・・・	○○
○○路線の利用を円滑化するためのダイヤの設定	・・・・・・	
○○路線の等間隔運行化	・・・・・・	○○ ○○
・・・・・・	・・・・・・	○○

※事業内容に応じ、事業を行う路線の路線図や、再編前後の路線図、ダイヤ、運賃の比較図を掲載してください。



松野町地域公共交通利便増進実施計画

令和●年●月

松野町

目次

1. はじめに	1
1.1. 計画の目的	1
1.2. 計画の位置づけ	1
1.3. 計画の対象区域	1
1.4. 計画期間	1
2. 利便増進事業の内容・実施主体	2
2.1. 地域公共交通計画の事業体系と利便増進事業として位置づける事業	2
2.2. 利便増進事業の概要	4
2.2.1. 令和8年10月実施の事業内容・実施主体	4
2.3. 事業の全体像	5
2.4. 利便増進実施対象路線	7
2.5. 利便増進事業の内容	8
3. 松野町による支援の内容	22
3.1. 地域旅客運送サービスの確保・維持に対する支援	22
3.2. 利用促進の取組	22
4. 利便増進事業に関連して実施する施策	23
4.1. 利便増進事業に関連して実施する施策の概要	23
4.2. 個別事業の概要	24
5. 事業の効果	26
6. 事業の実施に必要な資金の額・調達方法	27

1. はじめに

1.1. 計画の目的

松野町では、町の地域公共交通におけるマスタープランとなる「松野町地域公共交通計画」を令和6年4月に策定しました。令和7年10月からはデマンド交通の実証実験を行い、地域の移動利便性向上に向けた取組を推進しています。

今後も引き続き公共交通計画に示した基本理念の実現に向けて関係者間の連携を深め、効果的に利便性向上を図っていくため、「松野町地域公共交通利便増進実施計画」を策定します。

1.2. 計画の位置づけ

本計画は、マスタープランである松野町地域公共交通計画に掲げる、利用者の利便増進に関する事業を具体化し、事業を推進していくためのアクションプランとして作成します。

1.3. 計画の対象区域

松野町全域とします。

1.4. 計画期間

計画期間は令和8年10月から令和13年9月までとします。

なお、本計画に記載する事項は、交通計画に記載する施策のうち、利便増進事業について、具体的な検討や関係機関等との協議・調整を行い、実施準備が整ったものから記載し、必要に応じて国へ変更認定申請を行います

2. 利便増進事業の内容・実施主体

2.1. 地域公共交通計画の事業体系と利便増進事業として位置づける事業

松野町地域公共交通計画では、『みんなで考え、みんなで守る交通まちづくり』を基本理念とし、これを実現するための4つの基本方針を定めています。さらに、4つの基本方針に沿った取り組みとして、8つの事業を実施することとしています。この8つの事業のうち、松野町地域公共交通計画では、4つの事業を利便増進事業として位置づけています。

また、本計画で位置づける利便増進事業について、地域交通法第2条第13号で規定する利便増進事業の該当状況を以下のとおり整理しています。

表1 松野町地域公共交通計画における基本方針

基本方針①	基本方針②	基本方針③	基本方針④
松野町のまちづくりを支える交通サービスの構築	誰もが安心して移動できる交通サービスの確保	地域特性に応じた多様な交通サービスの提供	関係者が一体となった交通サービスの育成

表 2 松野町地域公共交通計画の体系と利便増進事業として位置付ける事業

地域公共交通計画に位置付けられている事業	地域公共交通利便増進事業			
	イ	ロ	ハ	計画推進
事業 1-① JR 予土線松丸駅周辺の交通拠点間の円滑な移動支援				
事業 1-② 道の駅虹の森公園まつの周辺の交通拠点間の円滑な移動支援				
事業 2-① コミュニティバスのダイヤ調整				
事業 3-① 鉄道事業者との連携				
事業 3-② 路線バス事業者との連携				
事業 3-③ コミュニティバスの運行形態の見直し・改善	③	①		
事業 3-④ 新たな交通サービス（デマンド交通等）の導入検討	③	①		
事業 4-① 住民、転入者等に対するモビリティ・マネジメントの実施				●
事業 4-② 運転免許証自主返納支援制度等との連携				
事業 4-③ 学校行事やイベントでの利用促進				●
事業 4-④ 松野町職員の積極的な公共交通の利用				
事業 5-① 公共交通のルート・ダイヤ等のチラシ作成・配布				●
事業 5-② HP を活用した情報の発信				●
事業 5-③ 経路検索サイトとの連携				
事業 6-① 観光情報とあわせた公共交通情報の案内				
事業 6-② 外国人向けの交通サービスの充実				
事業 7-① 松野町地域公共交通会議の継続的な開催				
事業 8-① 地域主体の公共交通に関する取組みの支援制度の検討				

2.2. 利便増進事業の概要

2.2.1. 令和8年10月実施の事業内容・実施主体

令和8年10月に見直しを行う路線に係る事業の内容は次に示すとおりです。

表 3 令和8年10月実施の事業内容と実施主体

項目	事業内容	実施主体	利便増進事業
コミュニティ交通の再編	自家用有償旅客運送の登録変更(運行回数の変更)	路線定期運行の運行回数を変更する。	松野町 (運行委託先:松野町旅客運送業組合) イ③
	自家用有償旅客運送の登録変更(区域運行系統の追加)	区域運行系統の追加を行い、路線定期の利用者数が少なくなる日中の時間帯において路線定期運行から区域運行に転換する。	松野町 (運行委託先:松野町旅客運送業組合) イ③
運賃体系の見直し	運賃の見直し	区域運行の導入に合わせて、運賃の見直しを行う。	松野町 (運行委託先:松野町旅客運送業組合) ロ①
	定期券制度の導入	自家用有償旅客運送(路線定期運行・区域運行)を対象とした定期券制度の導入	松野町 (運行委託先:松野町旅客運送業組合) ロ①

2.3. 事業の全体像

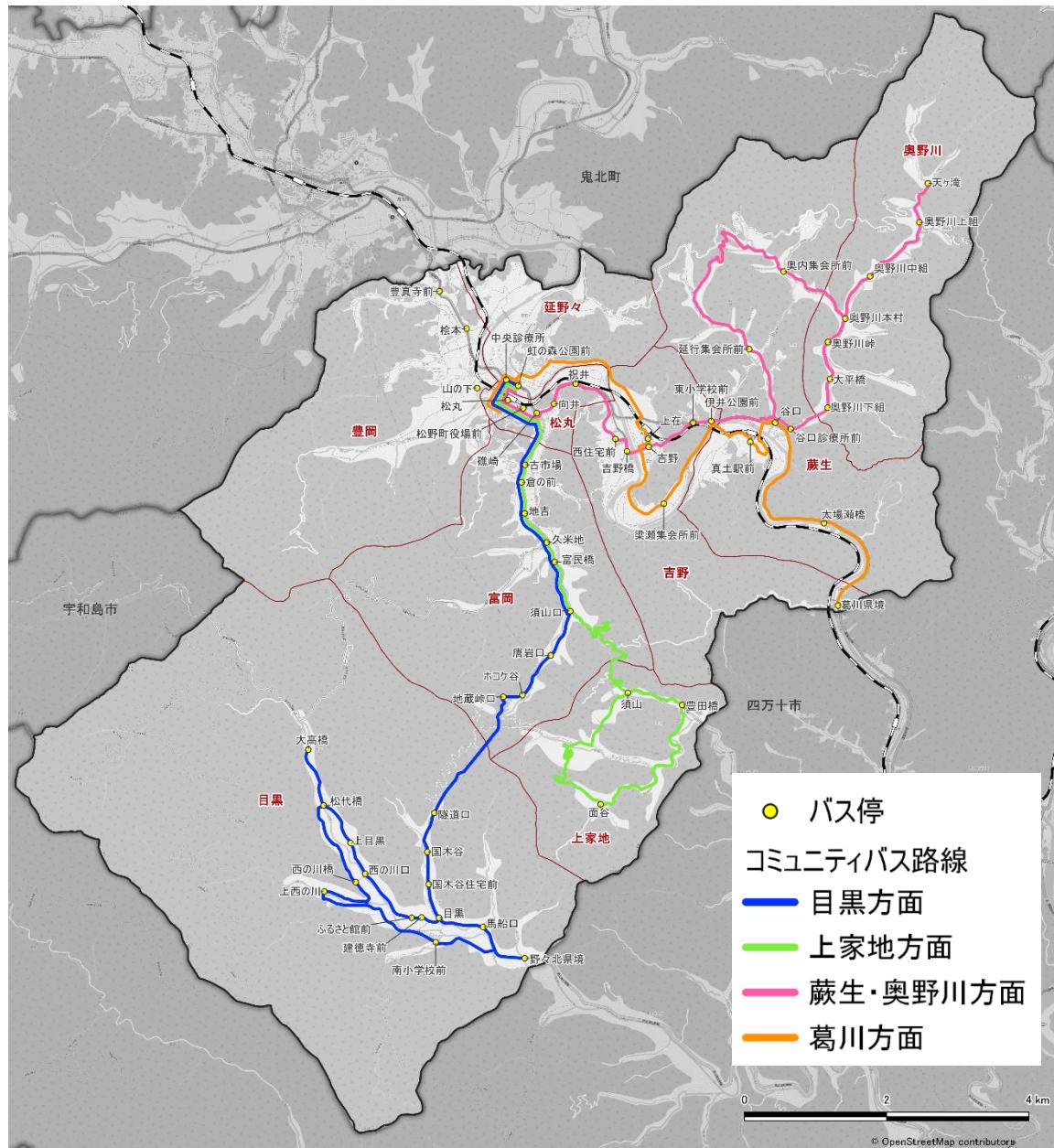


図 1 現状の公共交通網

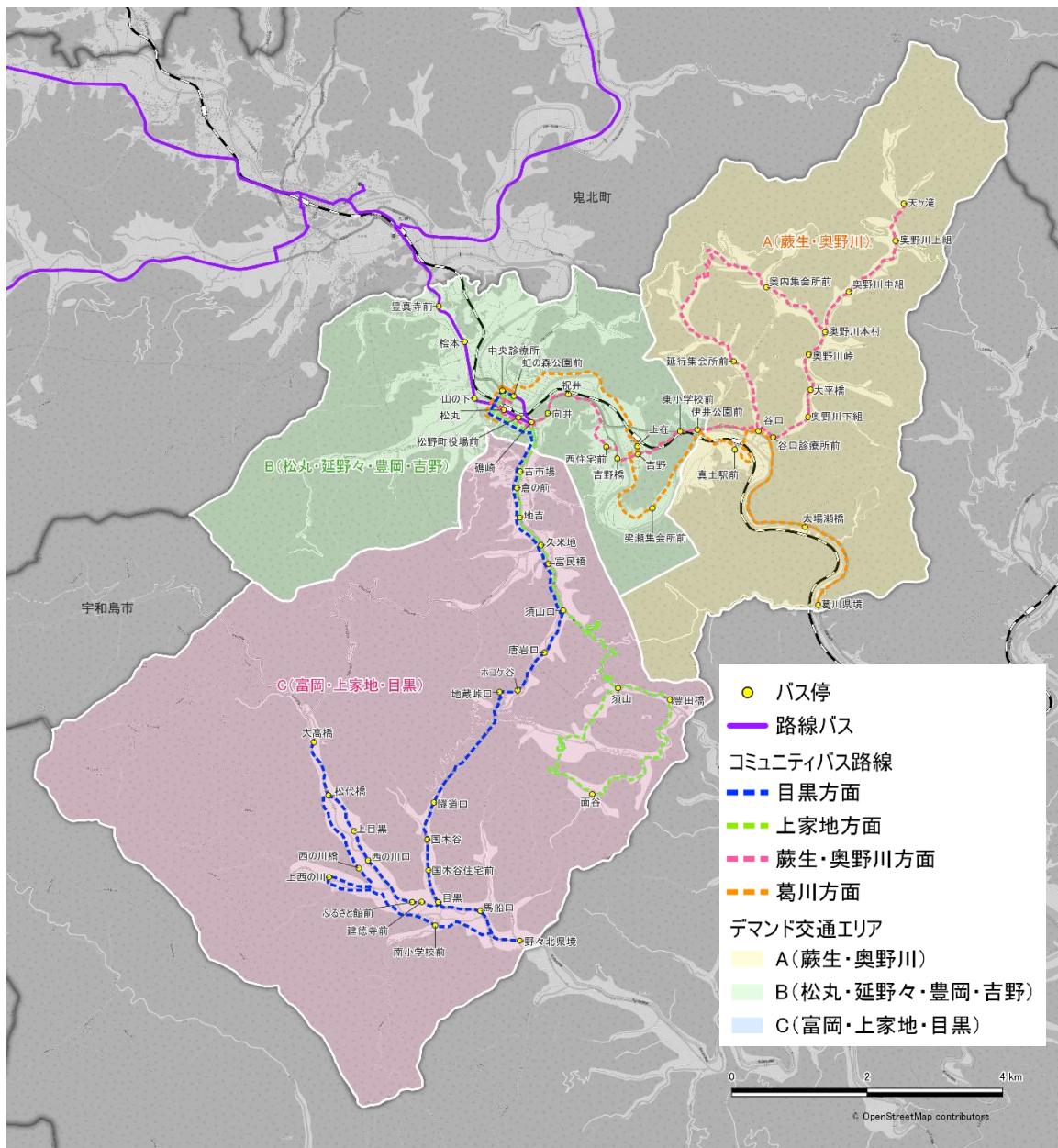


図 2 見直し後の公共交通網（令和 8 年 10 月時点）

2.4. 利便増進実施対象路線

利便増進実施対象路線における主な事象実施内容は次に示すとおりです。

項目	対象路線	令和8年10月実施内容
コミュニティ交通の再編	森の国バス 目黒循環線 蕨奥循環線 葛川線 上家地線	<ul style="list-style-type: none">・自家用有償旅客運送の登録変更（運行回数の変更）・運賃（運送の対価）の変更
	あい Bus まつの	<ul style="list-style-type: none">・自家用有償旅客運送の登録変更（区域運行系統の追加）

2.5. 利便増進事業の内容

①事業のねらいとサービス 内容の新旧比較

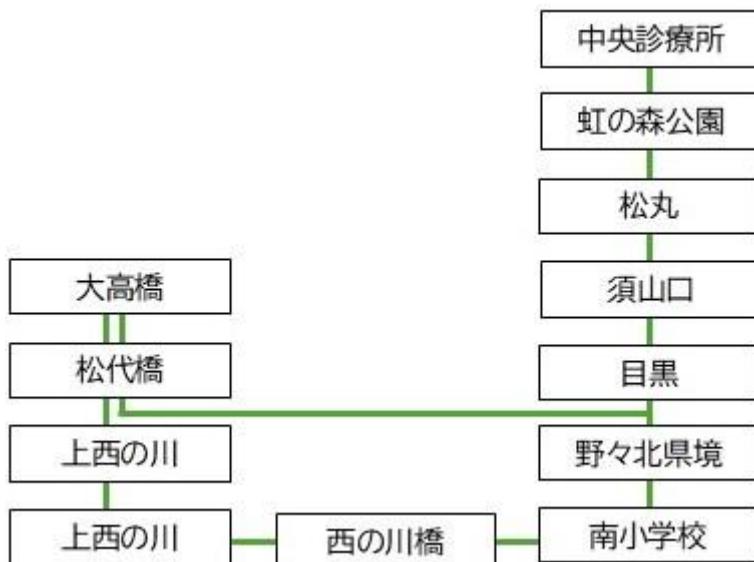
事業のねらい		<ul style="list-style-type: none"> 通学や通院による需要が見込まれる朝の便を除き、路線定期運行から区域運行に転換する 町内全域を区域運行の運行エリアとすることで、これまで路線定期型のコミュニティバスへのアクセスが難しかった人でも利用可能となる 区域運行の導入に合わせて乗降場所を増加する 	
系統番号	項目	内容	
		旧	新
1	変更内容	運行回数の変更	
	事業の種類	自家用有償旅客運送事業	自家用有償旅客運送事業
	事業形態	路線定期運行	路線定期運行
	運行事業者	松野町旅客運送業組合	松野町旅客運送業組合
	起点	松野町大字延野々1406-4先	松野町大字延野々1406-4先
	経由地	富岡地区	富岡地区
	終点	松野町大字延野々1406-4先	松野町大字延野々1406-4先
	キロ程	30.7km	30.7km
	運行日	月～土（12/29～1/3、祝祭日除く）	月～土（12/29～1/3、祝祭日除く）
	運行回数	5.0回	2.0回
2	変更内容	運行回数の変更	
	事業の種類	自家用有償旅客運送事業	自家用有償旅客運送事業
	事業形態	路線定期運行	路線定期運行
	運行事業者	松野町旅客運送業組合	松野町旅客運送業組合
	起点	松野町大字延野々1406-4先	松野町大字延野々1406-4先
	経由地	吉野地区	吉野地区
	終点	松野町大字延野々1406-4先	松野町大字延野々1406-4先
	キロ程	27.8km	27.8km
	運行日	月～土（12/29～1/3、祝祭日除く）	月～土（12/29～1/3、祝祭日除く）
	運行回数	5.0回	2.0回

3	変更内容	運行回数の変更	
	事業の種類	松野町旅客運送業組合	松野町旅客運送業組合
	事業形態	路線定期運行	路線定期運行
	運行事業者	松野町旅客自動車運送業組合	松野町旅客自動車運送業組合
	起点	松野町大字松丸 195 先	松野町大字松丸 195 先
	経由地	吉野地区	吉野地区
	終点	松野町大字吉野 4036-1 先	松野町大字吉野 4036-1 先
	キロ程	12.0km	12.0km
	運行日	月～土 (12/29～1/3、祝祭日除く)	月～土 (12/29～1/3、祝祭日除く)
	運行回数	2.0 回	1.0 回
4	変更内容	運行回数の変更	
	事業の種類	自家用有償旅客運送事業	自家用有償旅客運送事業
	事業形態	路線定期運行	路線定期運行
	運行事業者	松野町旅客運送業組合	松野町旅客運送業組合
	起点	松野町大字延野々 1406-4 先	松野町大字延野々 1406-4 先
	経由地	富岡・上家地地区	富岡・上家地地区
	終点	松野町大字延野々 1406-4 先	松野町大字延野々 1406-4 先
	キロ程	20.8km	20.8km
	運行日	月～土 (12/29～1/3、祝祭日除く)	月～土 (12/29～1/3、祝祭日除く)
	運行回数	3.0 回	1.0 回
5	変更内容	自家用有償旅客運送の登録変更 (区域運行系統の追加)	
	事業の種類	—	自家用有償旅客運送事業
	事業形態	—	区域運行(自宅又は指定乗降場所間)
	運行事業者	—	松野町旅客自動車運送業組合
	起点	—	奥野川
	経由地	—	蕨生、吉野、松丸
	終点	—	豊岡
	キロ程	—	—
	運行日	—	月～土 (12/29～1/3、祝祭日除く)
	運行回数	—	8.0 回程度(10:00～18:30 の間隨時)
6	変更内容	自家用有償旅客運送の登録変更 (区域運行系統の追加)	
	事業の種類	—	自家用有償旅客運送事業
	事業形態	—	区域運行(自宅又は指定乗降場所間)
	運行事業者	—	松野町旅客自動車運送業組合
	起点	—	豊岡
	経由地	—	松丸、延野々
	終点	—	吉野
	キロ程	—	—
	運行日	—	月～土 (12/29～1/3、祝祭日除く)

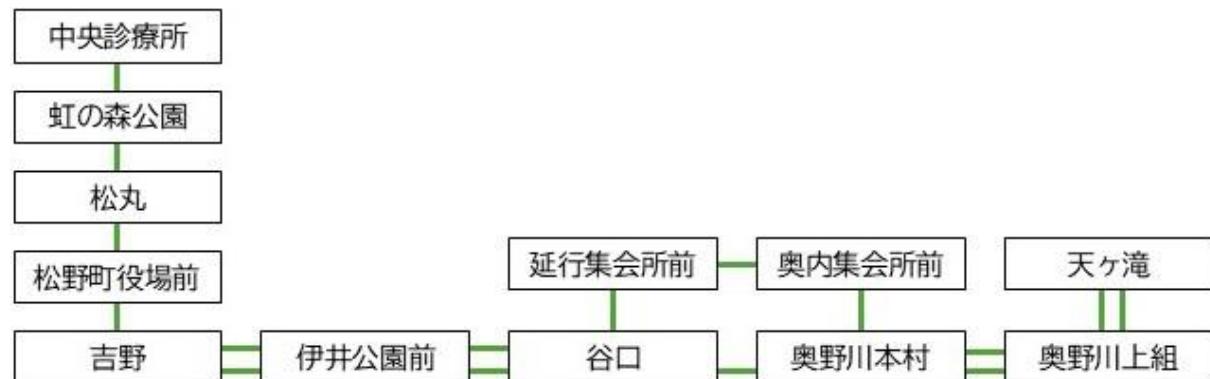
	運行回数	—	8.0 回程度(10:00~18:30 の間隨時)
7	変更内容	自家用有償旅客運送の登録変更 (区域運行系統の追加)	
	事業の種類	—	自家用有償旅客運送事業
	事業形態	—	区域運行(自宅又は指定乗降場所間)
	運行事業者	—	松野町旅客自動車運送業組合
	起点	—	目黒
	経由地	—	富岡、吉野、松丸
	終点	—	豊岡
	キロ程	—	—
	運行日	—	月~土 (12/29~1/3、祝祭日除く)
	運行回数	—	8.0 回程度(10:00~18:30 の間隨時)

②運行系統図

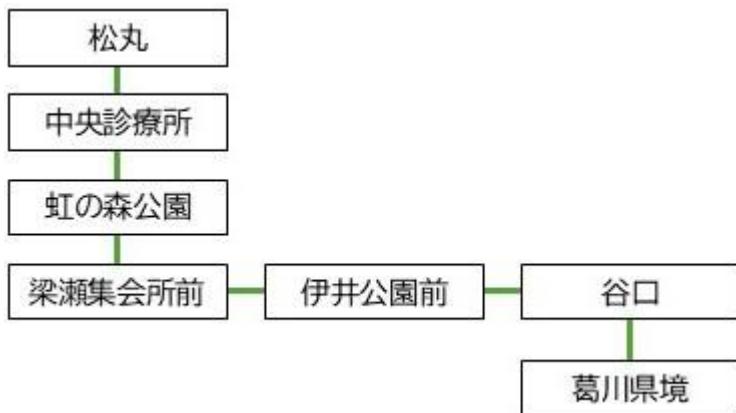
1



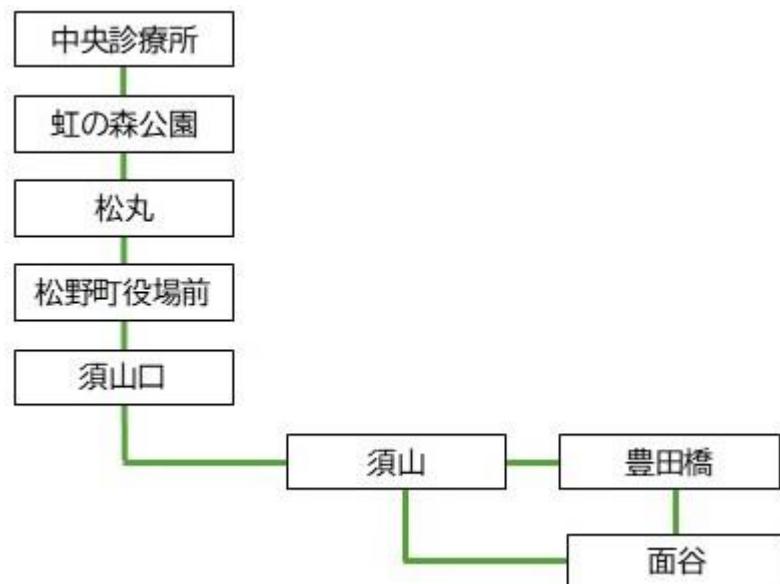
2



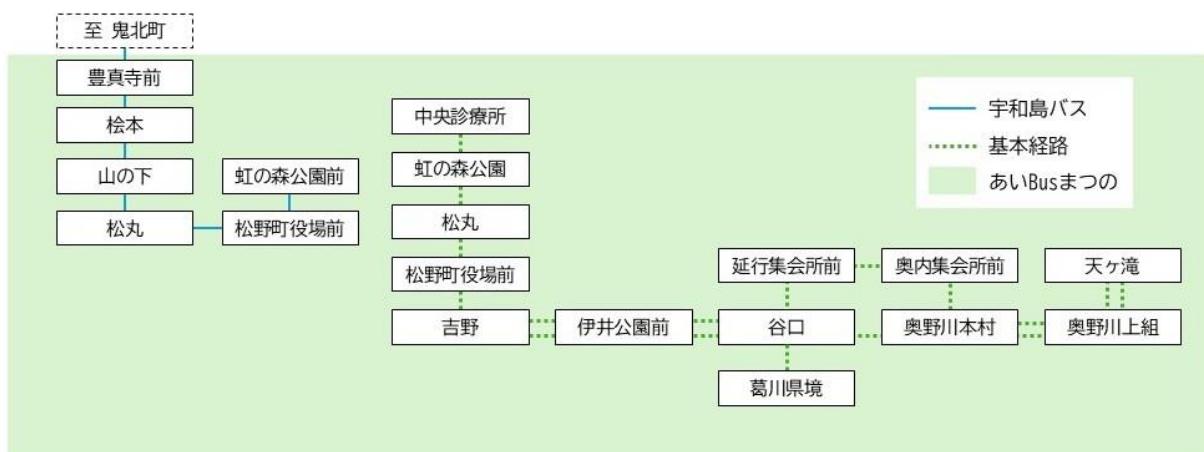
3

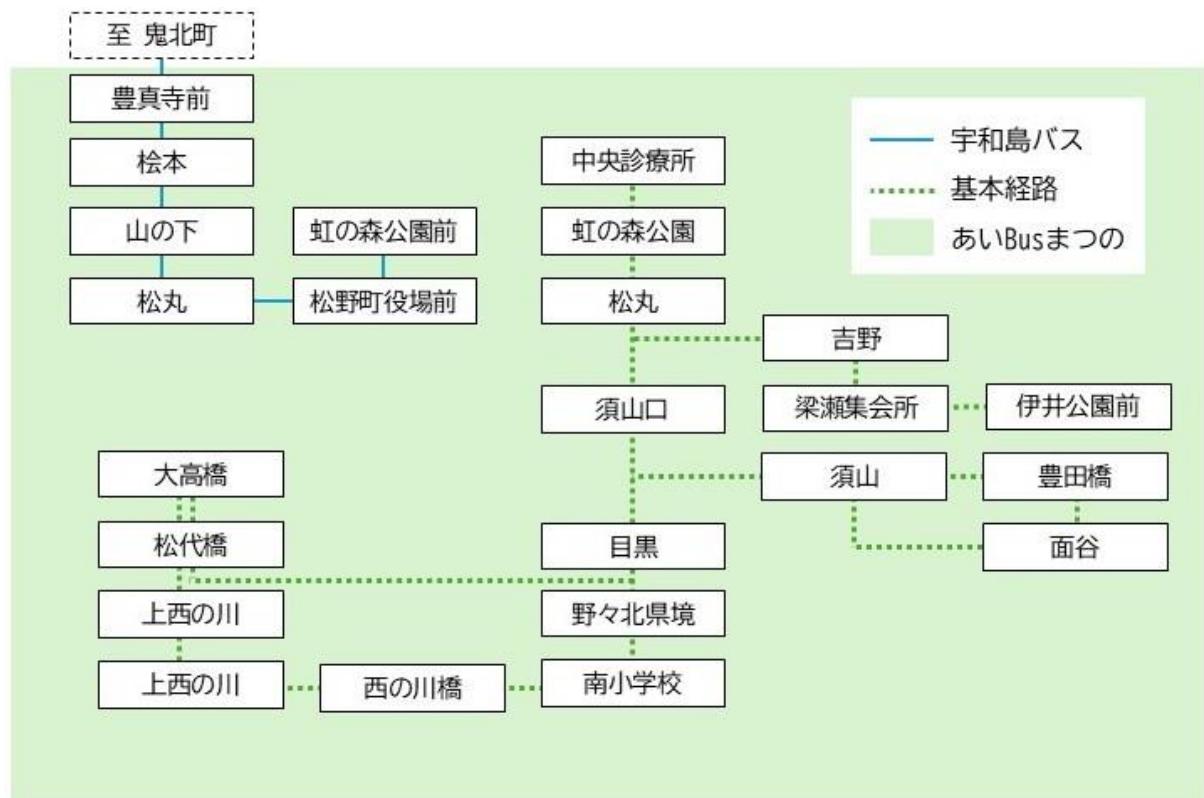


4



5



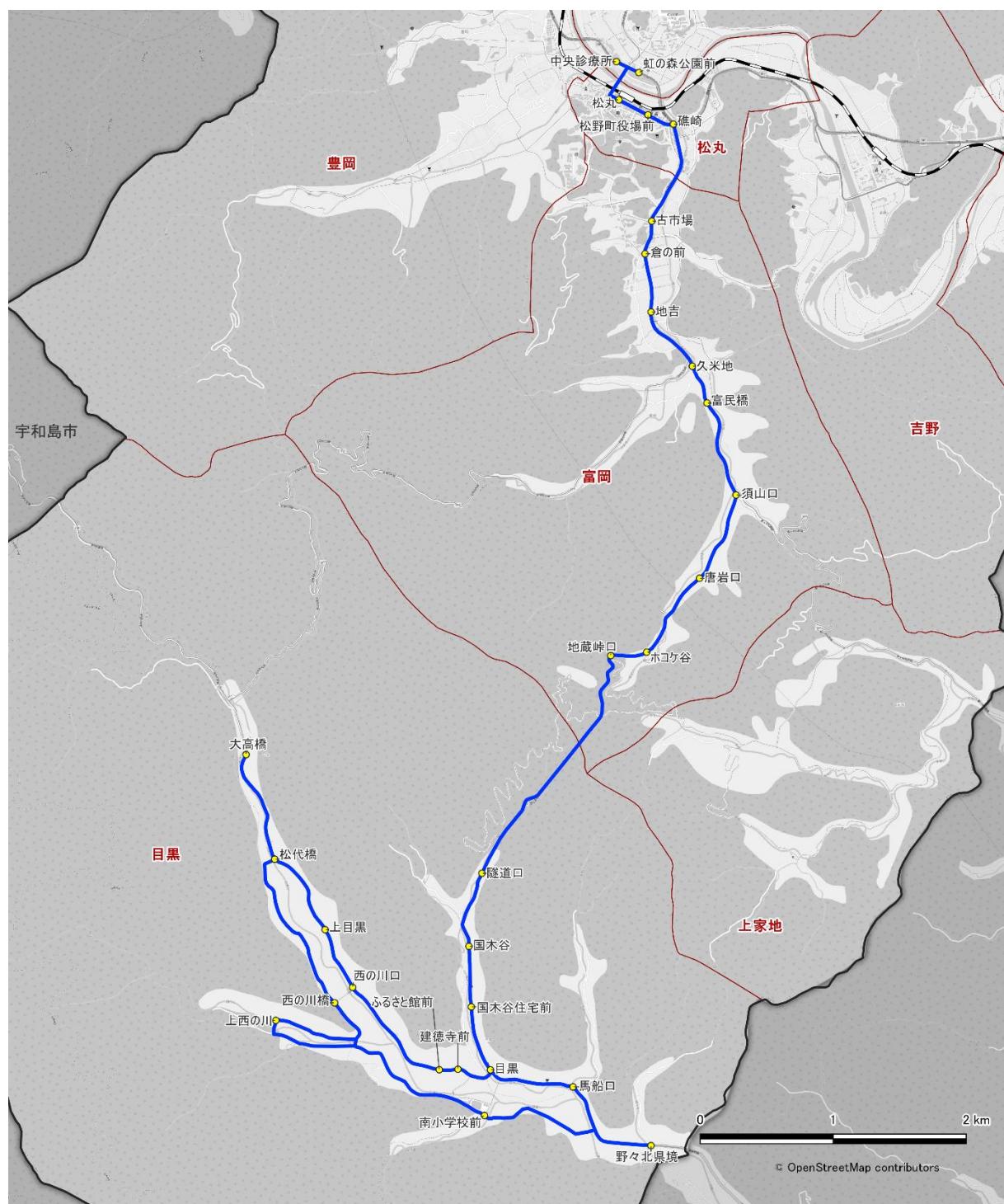


③運行回数

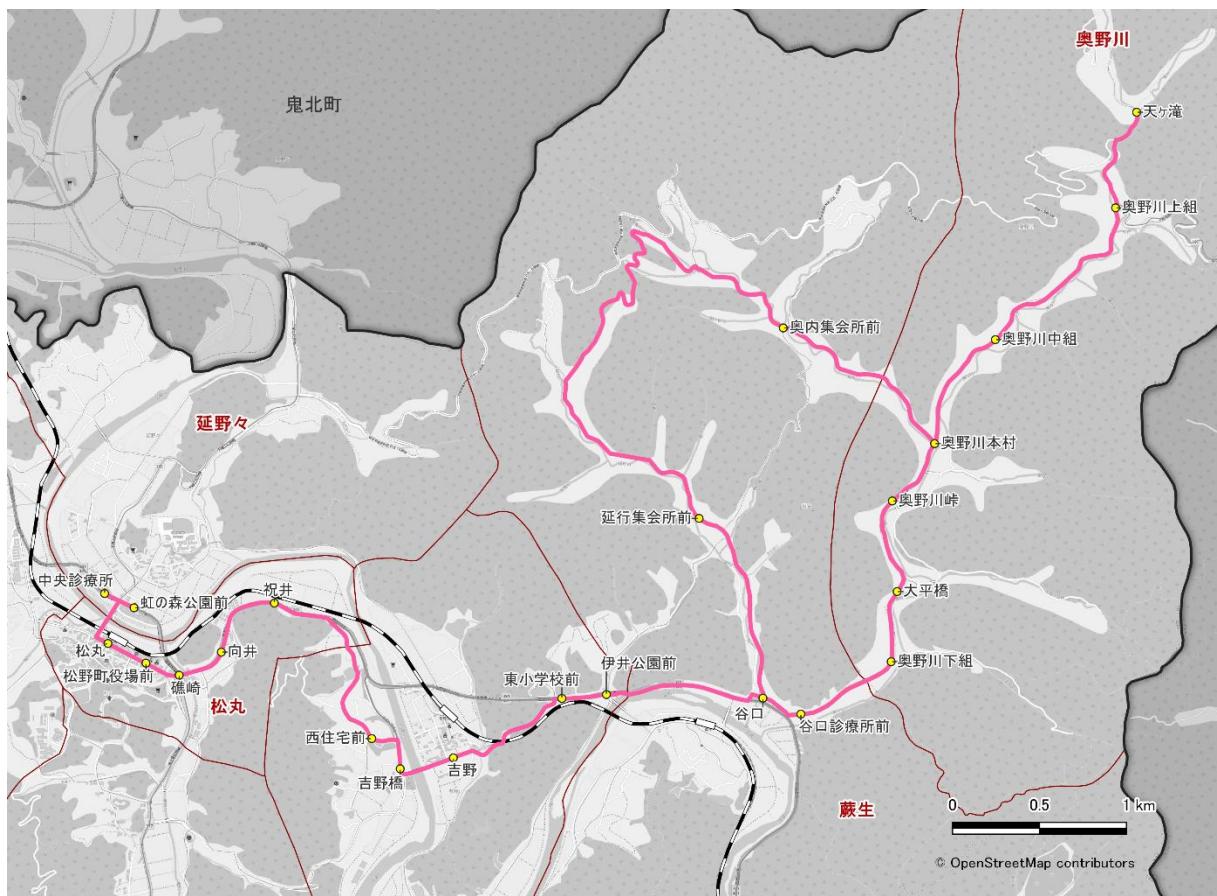
系統番号	平日		土曜	
	旧	新	旧	新
1	5.0 回	2.0 回	5.0 回	2.0 回
2	5.0 回	2.0 回	5.0 回	2.0 回
3	2.0 回	1.0 回	2.0 回	1.0 回
4	3.0 回	1.0 回	3.0 回	1.0 回
5	—	8.0 回程度 (10:00～18:30 の間隨時)	—	8.0 回程度 (10:00～18:30 の間隨時)
6	—	8.0 回程度 (10:00～18:30 の間隨時)	—	8.0 回程度 (10:00～18:30 の間隨時)
7	—	8.0 回程度 (10:00～18:30 の間隨時)	—	8.0 回程度 (10:00～18:30 の間隨時)

④路線図

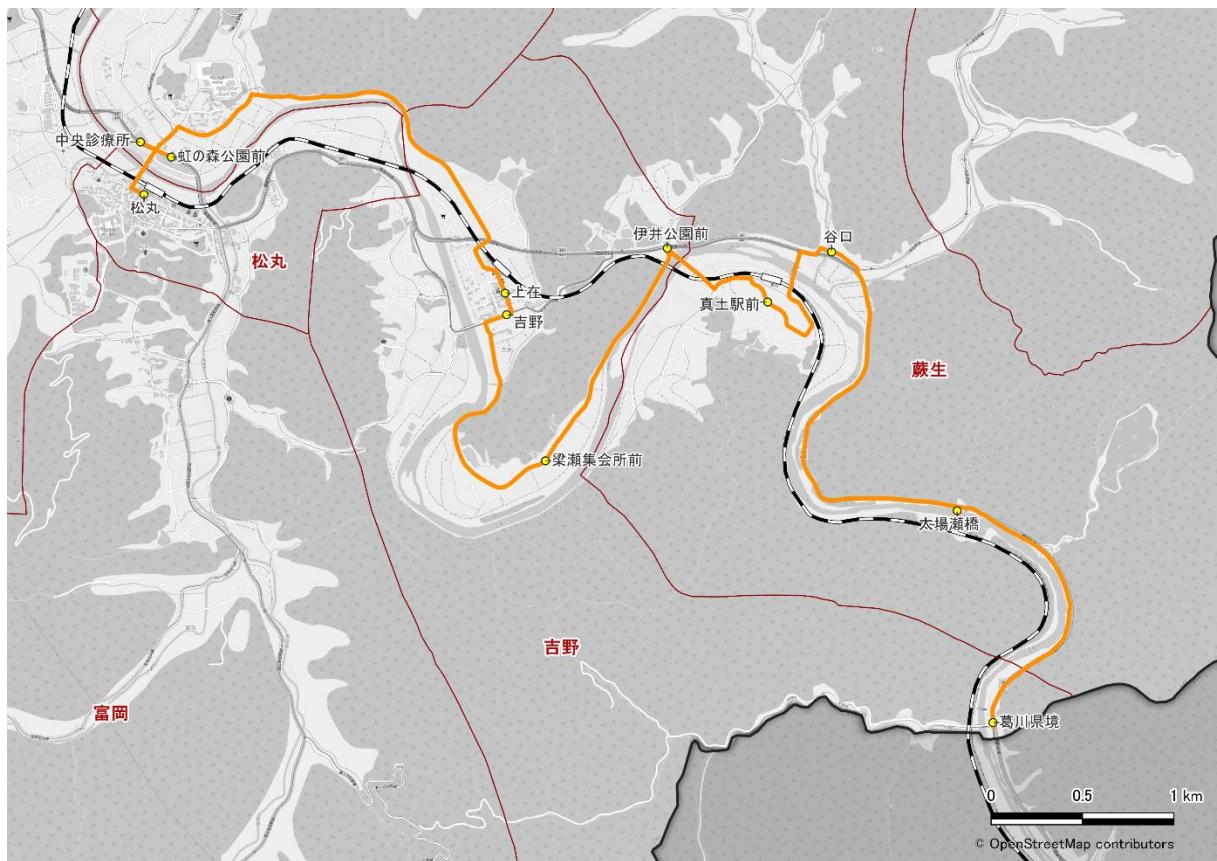
1

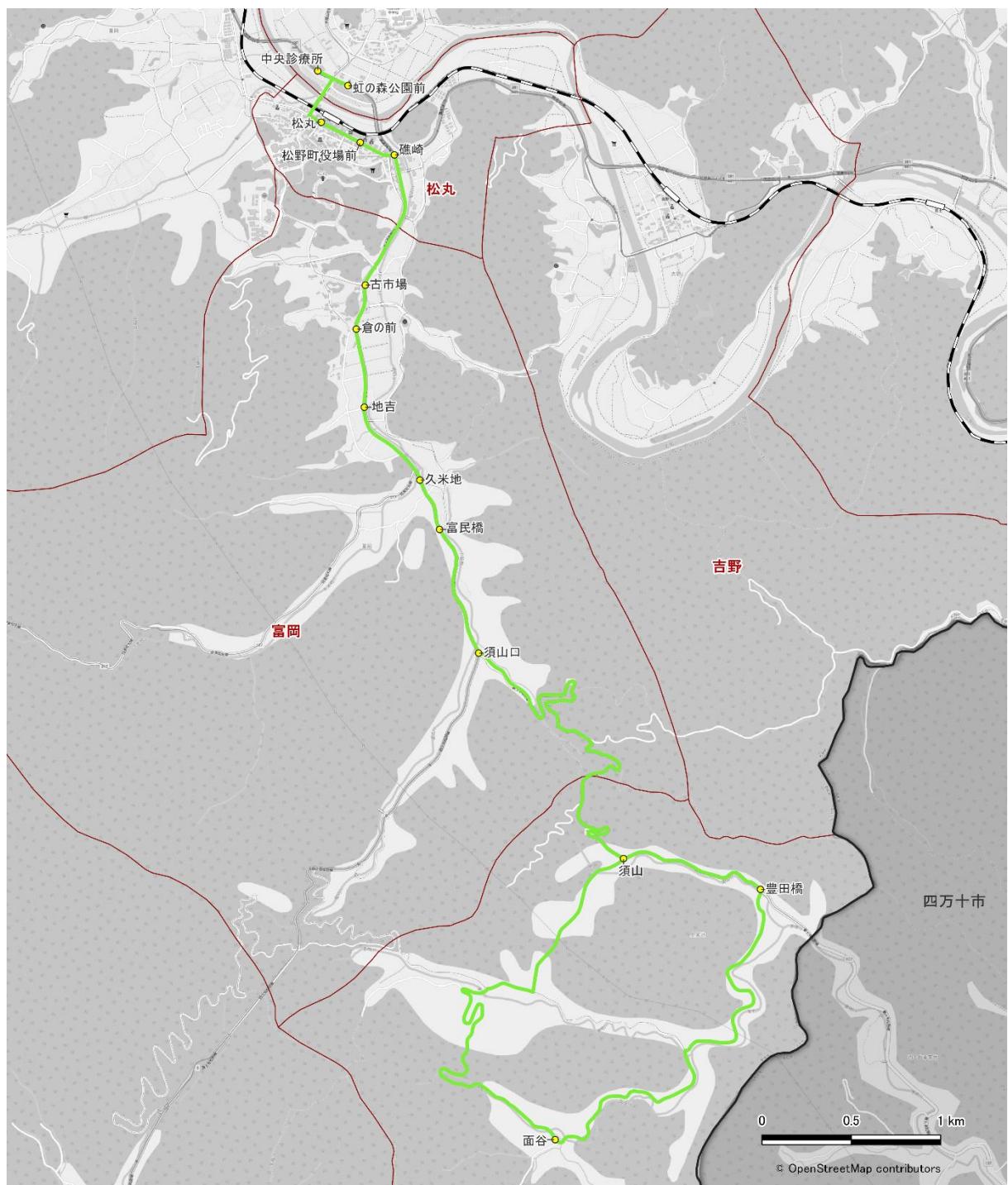


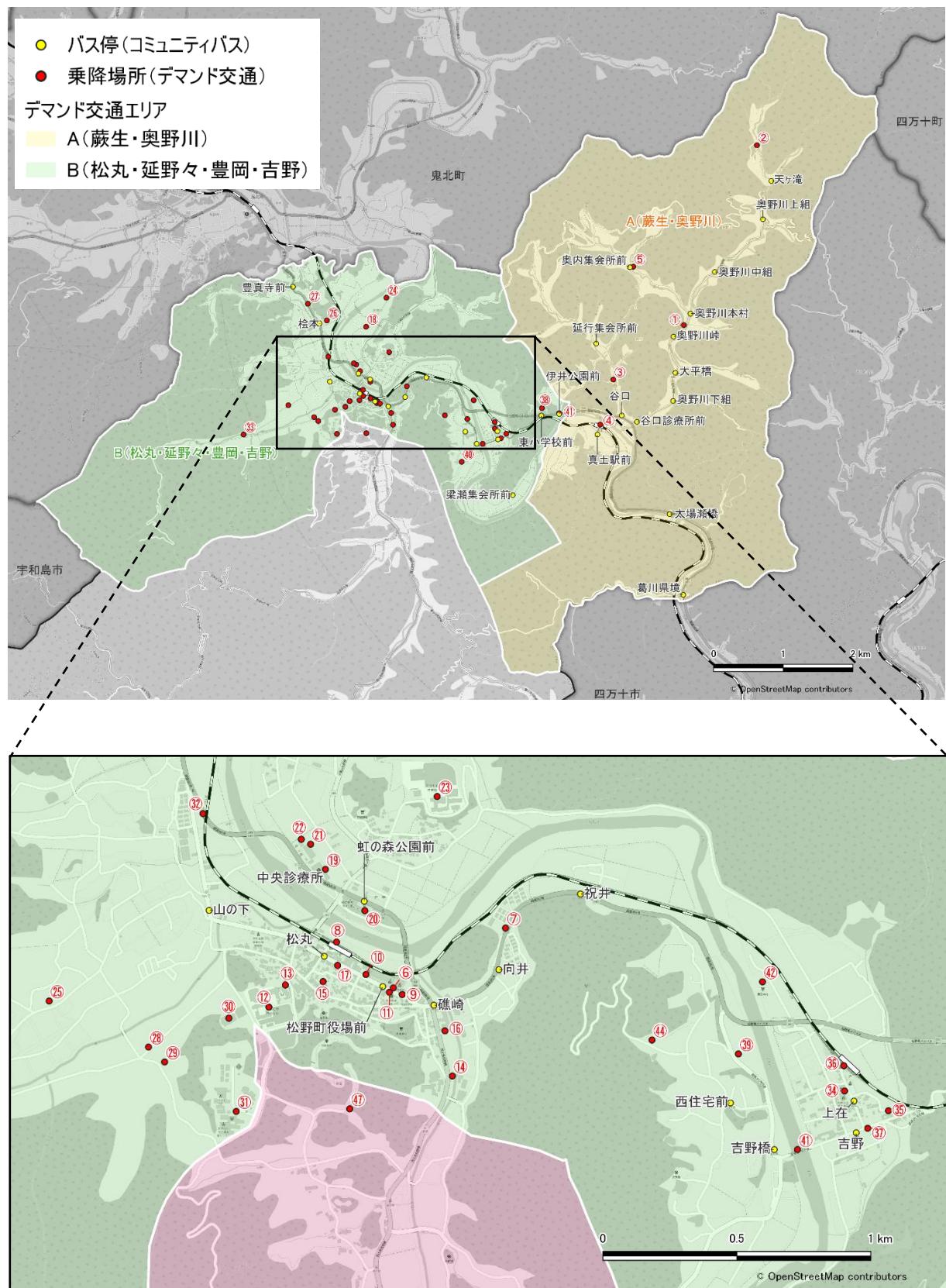
2

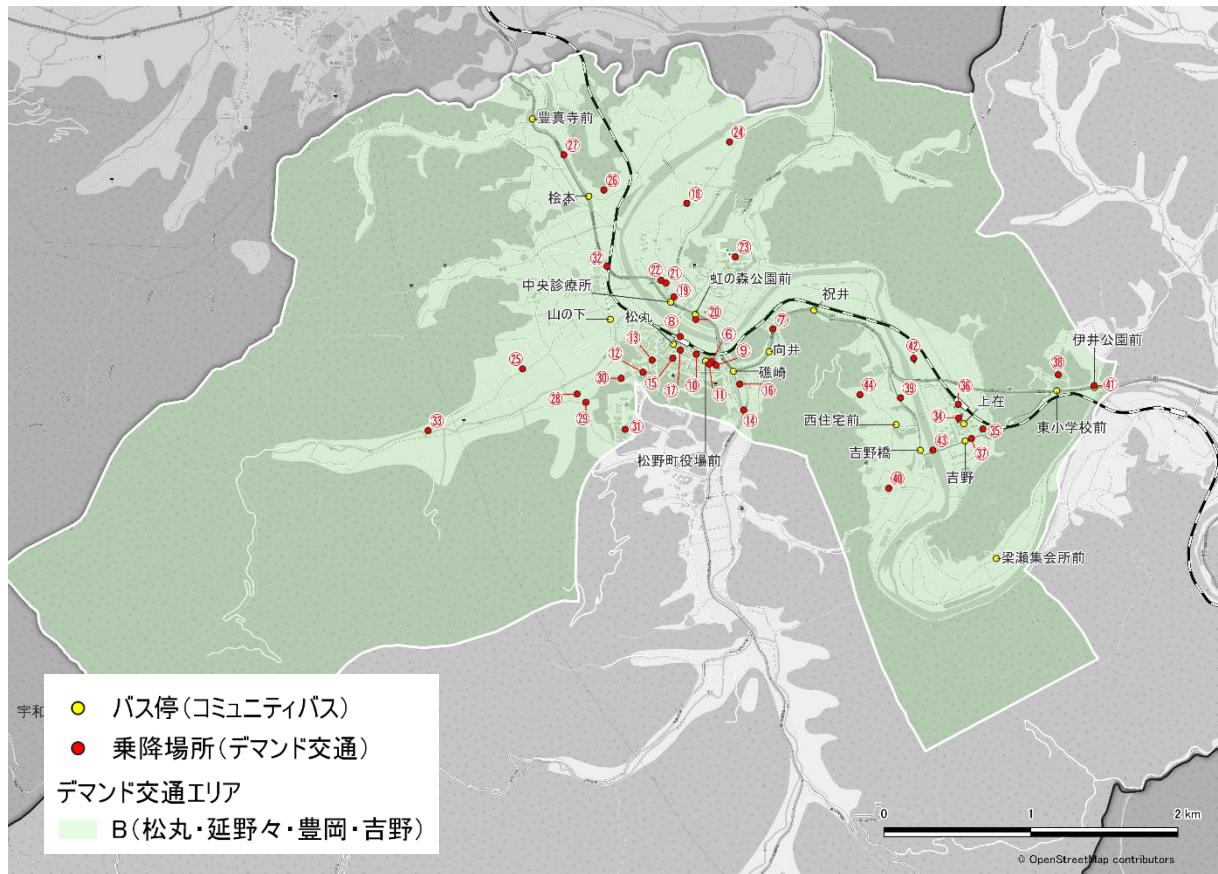


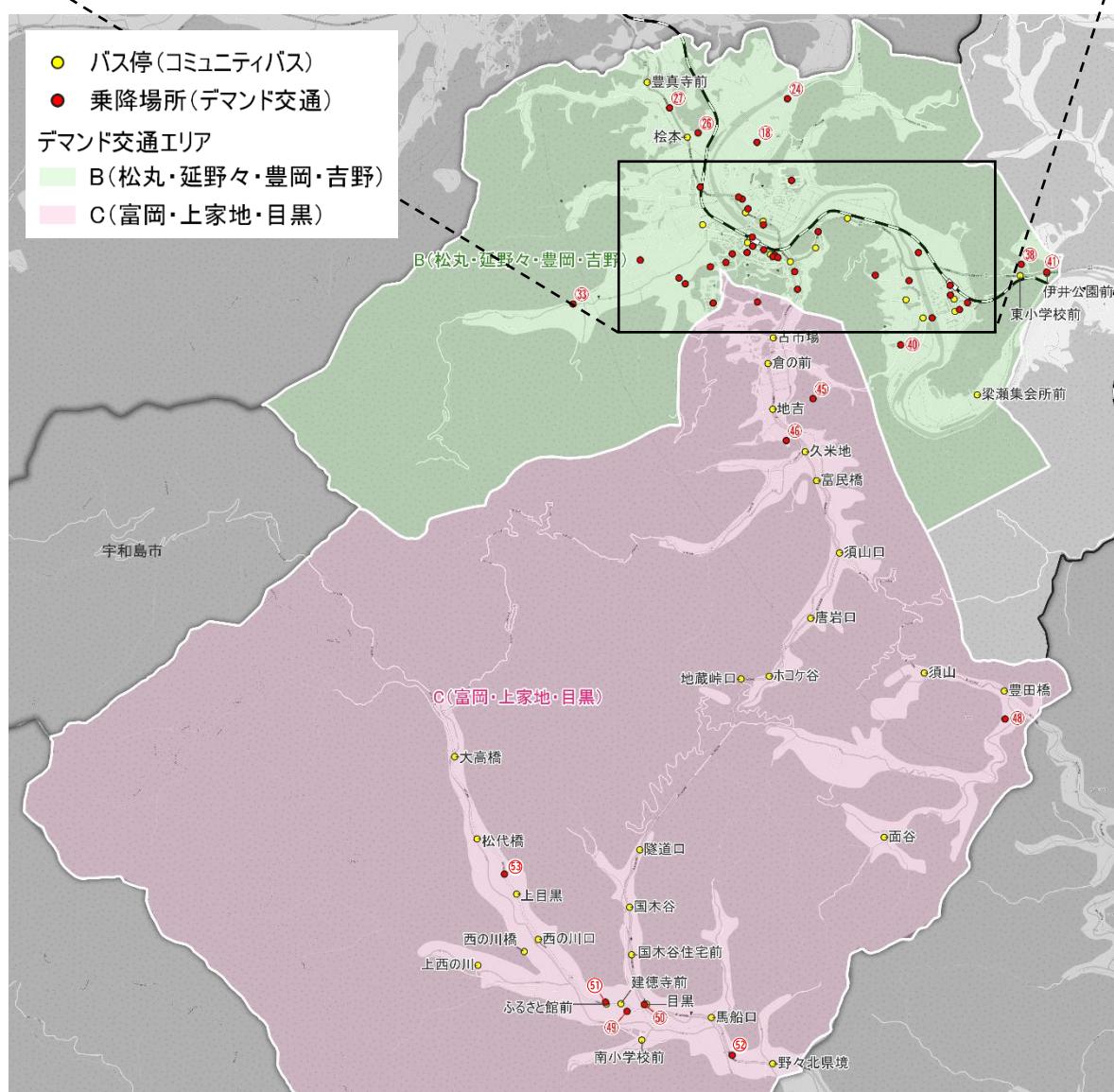
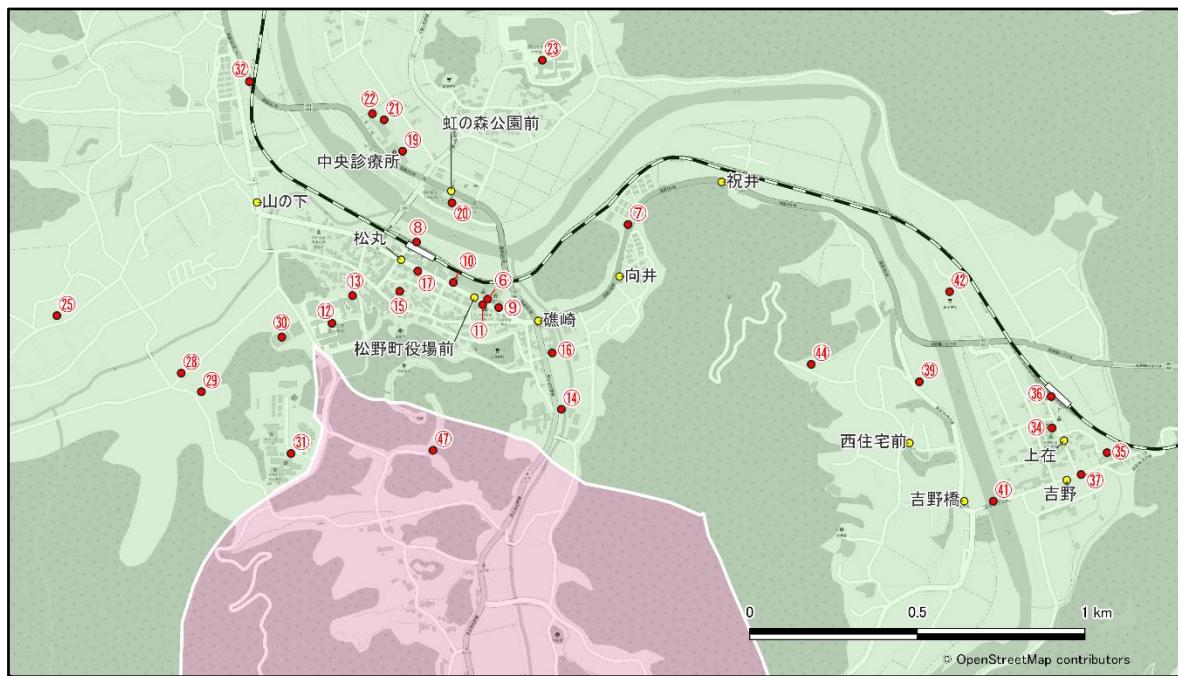
3











「あい Bus まつの」の乗り場一覧

A 黄 エ リ ア	奥野川	① 奥野川住民センター
		② 天ヶ滝公園
	蕨生	③ 蕨生集会所
		④ 真土駅
		⑤ 奥内薬師堂
B 緑 エ リ ア	松丸	⑥ 松野町役場
		⑦ 森の国ふれあいセンター
		⑧ 松丸駅
		⑨ 松野町商工会
		⑩ Aコープ松野店
		⑪ 松野郵便局
		⑫ 松野西小学校
		⑬ 虹の森まつの保育園
		⑭ グループホーム虹の森
		⑮ 芝不器男記念館
		⑯ 理容なかひら
		⑰ まちなか交流館
	延野々	⑱ 延野々集会所
		⑲ 中央診療所
		⑳ 道の駅虹の森公園まつの
		㉑ コーナン松野店
		㉒ ファミリーマート松野虹の森店
		㉓ 松野中学校
		㉔ キヨクヨーフーズ
C 赤 エ リ ア	豊岡	㉕ 豊岡前集会所
		㉖ 豊岡後集会所
		㉗ 松野町隣保館
		㉘ 笑食寝たきぐち
		㉙ 森の国まきステーション
		㉚ 森の国ドーム
		㉛ 古城園
		㉜ フレンドまつの
		㉝ 日平温泉
		㉞ 吉野生支所
		㉟ 旧吉野出張診療所
		㉛ 吉野生駅
		㉜ 吉野郵便局
B 緑 エ リ ア	吉野	㉝ 松野東小学校
		㉞ 農林公社
		㉟ こむぎ屋
		㉛ 伊井公園
		㉜ 蔵王神社
		㉝ 吉野橋
		㉞ 大覚堂治療院
C 赤 エ リ ア	富岡	㉞ 富岡公民館
		㉟ 森の息吹
		㉛ 河後森城跡駐車場
	上家地	㉞ 上家地集会所
		㉟ 目黒基幹集落センター
C 赤 エ リ ア	目黒	㉛ 目黒郵便局
		㉟ 目黒ふるさと館
		㉛ 下組集会所
		㉟ 上目黒集会所

※今後隨時追加予定

⑤運賃（運送の対価）

表 4 運賃（運送の対価）新旧比較

区分	変更前		変更後		
	都度払いのみ	都度払い	定期		
路線定期運行	一般	100 円／回	200 円／回	路線定期運行・ 区域運行共通 <一般> 4,000 円／月 <65 歳以上> <中学生以下> <障がい者> 3,000 円／月	
	65 歳以上高齢者	100 円／回			
	中学生以下	100 円／回			
	65 歳以上免許返納者	無料	100 円／回		
	※松野町高齢者運転免許証自主返納支援事業による				
	障がい者	無料			
区域運行	一般	-	500 円／回		
	65 歳以上高齢者		300 円／回		
	中学生以下		200 円／回		
	65 歳以上免許返納者				
	※松野町高齢者運転免許証自主返納支援事業による				
	障がい者				

※遠距離通学生、放課後児童センター送迎、利用者に同伴する 6 歳未満の幼児（1 人に限る）は
無料で利用可能

3. 松野町による支援の内容

3.1. 地域旅客運送サービスの確保・維持に対する支援

地域住民の生活を支える地域旅客運送サービスを確保・維持していくため、交通事業者に対して運行に係る経費を支援します。

- 運行経費と、運賃収入・地域内フィーダー系統確保維持費補助金の合算額との差額を町が負担します。

3.2. 利用促進の取組

- 鉄道や路線バスとの乗継がスムーズに行えるような配車を行います。
- 各公共交通の運行経路やダイヤの見直しに合わせて時刻表を改訂するとともに、乗り継ぎ情報を発信していきます。
- 松野町の公式 LINE と連携し、公共交通の情報発信や区域運行の予約等をスムーズに行えるような環境を整えます。
- 利用者のニーズに応じて、交通事業者や町内の関係施設等と連携した乗降場所の追加を随時検討します。
- 松野東小学校の下校や、放課後児童クラブへの送迎に活用し、保護者の送迎負担緩和に寄与します。
- 区域運行の定期券を路線定期便と連動させ、高頻度利用者の負担緩和や区域運行と路線定期双方の利便性向上を行います。

4. 利便増進事業に関連して実施する施策

4.1. 利便増進事業に関連して実施する施策の概要

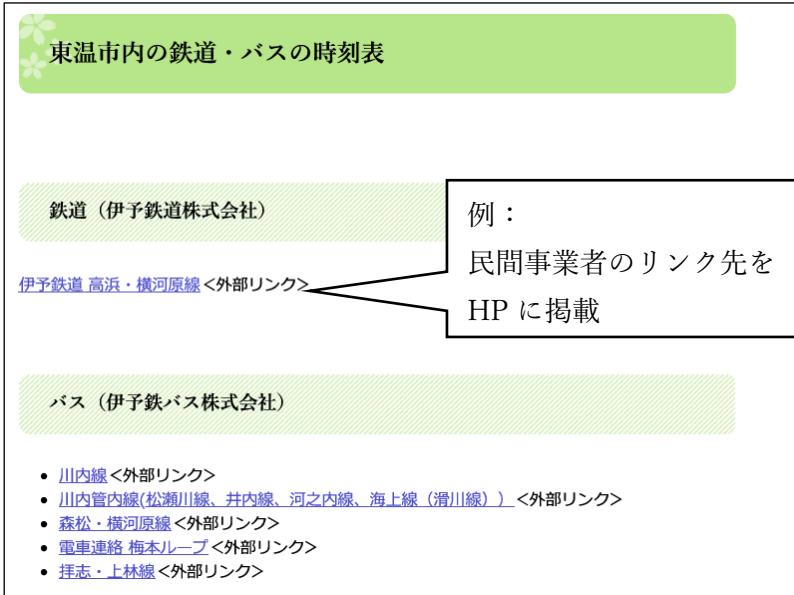
利便増進事業と併せて以下の施策を実施します。

	事業	実施主体	該当ページ
事業 4-①	住民・転入者等に対するモビリティ・マネジメントの実施	松野町 住民	65
事業 4-③	学校行事やイベントでの利用促進	松野町 交通事業者 松野町教育委員会	65
事業 5-①	公共交通のルート・ダイヤ等のチラシ作成・配付	松野町	66
事業 5-②	HPを活用した情報の発信	松野町	66

4.2. 個別事業の概要

事業 4 モビリティ・マネジメント等による利用促進								
概要	高齢者や小学生等に対して、モビリティ・マネジメント等を実施し、公共交通の利用促進を図ります。							
事業内容	<p>①住民、転入者等に対するモビリティ・マネジメント※の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政関係者が住民からの相談の機会や地域活動等を活用して松野町でしかできないきめ細やかなモビリティ・マネジメントを行います。 松野町内の小学生や中学生を対象とした公共交通に関する出前講座等で将来を見据えた利用促進や乗り方教室等を実施します。 転入者に対する公共交通の情報を提供し、モビリティ・マネジメントを行います。  <p>他事例：鶴島小学校のバスの乗り方教室（宇和島自動車）</p> <p>※ モビリティ・マネジメントとは、過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等の変化を促す交通施策のことです。</p> <p>③学校行事やイベントでの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇和島警察署と宇和島自動車とも連携し、児童や高齢者向けの「バスの乗り方教室」などについて、地域のイベント等で実施します。 							
実施主体	松野町、交通事業者、住民、松野町教育委員会、愛媛県警察等							
スケジュール		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
①住民、転入者等に対するモビリティ・マネジメントの実施	随时実施							
	随时実施							
実施箇所	松野町全体							

事業 5 分かりやすい情報発信

概要	利用者に対して、紙やインターネットを活用した公共交通のダイヤやルート等に関する情報発信を実施します。																								
	<p>①公共交通のルート・ダイヤ等のチラシ作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイヤやルートの見直しに合わせて、コミュニティバスの時刻表のリニューアル版を作成し、配布を検討します。 																								
事業内容	<p>他事例：バスマップ（京都府宇治田原町）</p> <p>②HPを活用した情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や利用者が目にする関係機関（松野町役場等）のHPにおいて、交通サービスが一目で見て把握できるよう、適宜更新を行います。 																								
実施主体	松野町、交通事業者、住民																								
スケジュール	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①公共交通のルート・ダイヤ等のチラシ作成・配布</td> <td></td> <td></td> <td>作成 配付</td> <td colspan="4">適宜更新</td> </tr> <tr> <td>②HPを活用した情報の発信</td> <td colspan="7">随時実施</td> </tr> </tbody> </table>		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	①公共交通のルート・ダイヤ等のチラシ作成・配布			作成 配付	適宜更新				②HPを活用した情報の発信	随時実施						
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度																		
①公共交通のルート・ダイヤ等のチラシ作成・配布			作成 配付	適宜更新																					
②HPを活用した情報の発信	随時実施																								
実施箇所	松野町全体																								

5. 事業の効果

コミュニティ交通の再編による利便性・効率性への効果及び対応する評価指標は次に示すとおりです。

項目	期待される効果		地域公共交通計画の評価指標
	利便性	効率性	
コミュニティ交通の再編	区域運行化による交通空白地の減少や時間帯空白の解消に伴う利用者数増加が図られる	—	指標3 コミュニティバス・新たな交通サービスの利用者数
運賃体系の見直し	—	運賃（運送の対価）の見直しにより、運賃収入の増加に伴う収支差の改善及び公共交通の行政負担の過度な増加の抑制が図られる。	指標11 コミュニティバスの収支差 指標12 公共交通の行政負担
	定期券制度の導入によりコミュニティ交通の利用者数増加が図られる。	—	指標3 コミュニティバス・新たな交通サービスの利用者数

6. 事業の実施に必要な資金の額・調達方法

事業の実施に必要な資金の額・調達方法は次に示すとおりです。

項目	路線名	年間総事業費 (千円)	資金の調達方法		
			内訳 (千円)	調達主体	備考
コミュニティ交通の見直し	森の国バス	8,451	295	松野町	運送収入
			4,077	松野町地域公共交通活性化協議会	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
			4,079	松野町	委託費
	あい Bus まつの	23,718	649	松野町	運送収入
			11,533	松野町地域公共交通活性化協議会	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
			11,536	松野町	委託費

※本表記載の補助金等の額については、現時点の見込み額（地域内フィーダー補助の額は令和 8 年度の補助実績に基づくもの）であり、記載の通り調達がなされない場合があり得る